
今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！
日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース
第24号 (2010年7月8日)

6月23日 東京高裁

二次訴訟・控訴審 不当判決！

**情報公開法のみならず
日本の民主主義という意味においても
非常に危険な状況で
まやかしの判決**

- ★ 6月23日、二次訴訟・控訴審の判決は、裁判長が主文の「本件控訴をいずれも棄却 ★
★ する、控訴費用は控訴人らの負担とする」を、わずか4秒で読み上げて終了。 ★
★ 今回のニュースは、判決内容と判決日の全容をお知らせするため、「判決文要旨」 ★
★ 「記者会見に臨んだ原告のコメント」「記者との一問一答」「張弁護士による判決 ★
★ 評価と解説」を掲載しました。 ★
★ 一審に続く控訴審の不当判決を受けた日韓両市民は、岡田外務大臣の英断で文書 ★
★ 公開が実現され、既に5年前、民主党が国会に提出している情報公開法改正案が ★
★ 一日も早く審議され、全会一致で成立することを切望します。 ★

原告側

7月7日

最高裁判所へ上告

**情報開示や説明のない政治は
「国民は黙って従え」という
権威主義につながる**

慶応大学教授 小熊英二
(7月6日 朝日新聞 オピニオンから)

目次

★ 控訴審・敗訴	1
★ 判決文要旨	2-7
★ 判決内容報告 東澤弁護士	8-9
★ 原告のコメント 吉澤文寿	10-12
太田 修	
山田昭次	
梁 澄子	
★ 記者会見 NHK他	13-17
★ 判決評価と解説 張弁護士	18-22
★ 三次訴訟・第8回公判の報告	22-23
民主党の情報公開法改正案	
★ 事務局だより	24
折り込み 情報公開室への要請書	

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 外務大臣が、平成19年11月16日付けで控訴人らに対してした、原判決別紙一部不開示文書目録1記載の各行政文書を不開示とする決定を取り消す。
- 3 外務大臣は、控訴人らに対し、2記載の各行政文書の不開示部分について開示決定をせよ。
- 4 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要等

- 1 事案の概要、争いのない事実等、本件の争点及び争点に関する当事者の主張については、次の2のとおり控訴人らの当審における主張を付加するほか、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 控訴人らの当審における補足的主張の要旨
 - (1) 原判決は、情報公開法5条3号、4号該当性の審査方法及び立証責任の所在等について、行政機関の長による一次的判断を尊重する余り、結局のところ、実質的に立証責任を転換させるに等しい立場をとっており、行政文書の開示義務を認めた趣旨が没却される。原判決は、「その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるなど、当該行政機関の長に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められるか否かを判断する」という審査基準を採用するが、行政機関の長に広範な裁量権を与えすぎており、同3号、4号該当性判断に用いるのは誤りである。
 - (2) 同条3号、4号が「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と定めているところ、情報公開法の立法過程で、「一応の理由」とし、行政機関の長の裁量を広く認める文言とすることが提案され

たが、それは認められずに「相当の理由」となったという経緯を原判決は一切顧慮していない。そもそも、国側は、国の安全等の確保に関するものに当たることのみならず、信頼関係が損なわれるおそれ等も立証すべきである。

(3) 情報公開法は、憲法21条が保障している知る権利を具体化したものであるから、その解釈においては、国民主権原理と民主制にとって不可欠な精神活動の核心を担う基本的人権の保障が全うされることが求められ、知る権利の制約につながる行政機関の長による判断の評価にあたっては、厳格な判断がなされるべきである。

(4) 他の公開文書及び韓国の外交文書全面公開により、内容が推測できる不開示情報について、不開示とする理由がないのに、原判決が、これを開示した場合とは次元が異なるとして一蹴するのは誤りである。

(5) 本件各文書は、作成されてから50年以上を経過しており、時の経過により不開示とすべき理由が減少しており、本来開示の目安とされるべき30年をはるかに超えているから、不開示処分は違法である。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人らの本件各文書の開示の義務付けを求める訴えは不適法であり、本件各文書の不開示部分の取消しを求める請求は理由がないと判断する。その理由は、次の2のとおり原判決を補正し、3のとおり控訴人らの当審における補足的主張に対する判断を付加するほか、原判決「事実及び理由」の「第4 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

(1) 原判決17頁10行目の「交渉上の利益を確保」の次に「(以下「国の安全等の確保」ということがある。)」を加え、同22行目から同23行目にかけての「裁量権の行使として」を「当該事項に責任を有する行政機関の長の決定として」に改め、同27行目の次に行を改め次のとおり加える。

「したがって、被控訴人の立証の対象は、国の安全等の確保に関するものに

当たることと、「おそれがある」との行政機関の長の判断に「相当の理由」があることとなる。ところ、前示のとおり、同条3号の規定の仕方自体から、行政機関の長の第一次的判断を尊重する趣旨が含まれており（このことは控訴人らが主張する立法の経緯に照らしても裏付けられる。）、裁判所が「相当の理由」すなわち合理性の有無を判断するにあたっては、行政機関の長の判断が裁量の範囲内にあるかどうかという観点から審査をすることとなる。」

- (2) 原判決18頁6行目の「状況等の」を「状況等」に改め、次行の「それらに照らし」を削り、同10行目の「その上で、既に述べたように、」を「被控訴人がした上記立証により、当該情報が開示された場合に、不開示の理由とされた、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれなどがあることが一般的又は類型的にみて肯定される場合には、」に改める。
- (3) 原判決19頁2行目の「裁量権の行使として」を「当該事項に責任を有する行政機関の長の決定として」に、同10行目から次行にかけての「状況等の」を「状況等」にそれぞれ改め、同行の「それらに照らし」を削り、同14行目の「その上で、既に述べたように、」を「被控訴人がした上記立証により、当該情報が開示された場合に、不開示の理由とされた、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれなどがあることが一般的又は類型的にみて肯定される場合には、」に改める。
- (4) 原判決21頁8行目の末尾に「当該情報を開示すると、一般的又は類型的にみて、北朝鮮当局との交渉上不利益を被るおそれがあると認められる（本件文書2以下においても、不開示部分に記録されている情報が日朝国交正常化交渉又は日韓の交渉における我が国の利益の確保に関するものに当たることが推認された場合、当該情報を開示すると、一般的類型的にみて、北朝鮮当局又は韓国との交渉上不利益を被るおそれがあると認められるから、この点の説示は省略する。）」を加える。

(5) 原判決28頁3行目の「対韓請求権」を「対韓請求額」に改め、同36頁9行目の「いずれも」を削る。

(6) 原判決49頁14行目の次に行を改め次のとおり加える。

「(ウ) 控訴人らは、本件処分以降に公開された多数の文書のなかに、外務省が作成した竹島問題を巡る日韓両国政府の交渉等についての事実経過が記録された時系列表が開示され、かつ外務省が独自に収集した文献資料のタイトルが開示されている文書(甲30)があることが発見され、これにより、文書13において、全部不開示となっている文献資料のリスト及びその概要等がすべて開示されたとしても、日本国が外交交渉上の不利益を被る相当程度の可能性があるとはいえないことは明白であると主張する。

しかし、控訴人らが主張する開示文書と本件文書13との関連性は明らかでないために、本件文書13の記載内容は控訴人らが主張する開示文書の記載内容と同一であるということができず、仮に大部分が重複するとしても、なお両文書間に相違する記載内容が開示されれば日本国が外交交渉上の不利益を被る相当程度の可能性があるというべきであるから控訴人らの主張に理由があるとはいえない。」

3 控訴人らの当審における補足的主張に対する判断

(1) 控訴人らは、原判決が実質的に立証責任の転換をしていると主張する。

しかしながら、原判決(上記訂正後)が説示するとおり、行政文書を例外的に不開示とする場合の不開示事由の立証責任は不開示処分をした行政機関の側にあるのであって、ただ、情報公開法5条3号、4号による不開示についての立証の対象が、文書開示によって生じる他国等との交渉上不利益を被るおそれ等又は公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれそのものではなく、行政機関の長がこれらのおそれがあると認めることについての相当の理由となるのであって、各号がこのように定められたのは、行政機関の長の第一次判断を尊重する趣旨であることから、行政機関の側でそれに応じた立

証の負担を負うというに過ぎないのであり、実質的な立証責任の転換であるとする控訴人らの主張は当を得ない。

- (2) 控訴人らは、立法過程において、同法5条3号、4号の規定の仕方を「一応の理由」とすることも検討されたが「相当の理由」とされた経緯があることをもって行政機関の長の裁量を限定して不開示事由の判断をすべきと主張する。

なるほど、控訴人らの援用する甲7の2によれば、平成9年3月17日に控訴人ら主張の質疑がなされたことが認められるが、その時点での質疑の対象は、情報公開法案（素案）（甲7の3）の第6条3項及び4項関係であって、規定の文言が成案とは異なっており（「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」との文言はなく、「おそれがあると認めるに足りる相当の理由がある」との文言であった。）、その後の審議において、同法5条3号、4号について「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」との文言が加えられ、外交、防衛、治安関係の情報については、高度に政策的な判断、専門的な判断といった観点から、行政機関の第一次的な判断を尊重する趣旨であるといった説明がなされているのであるから（甲8）、控訴人らの主張は採用できない。

- (3) 控訴人らは、情報公開法が定める情報開示請求権は、憲法21条が保障する知る権利を具体化したものであり、国民主権原理から国民による具体的な情報開示請求権が導かれるものであるので、情報開示請求権を制約する行政機関の判断については厳格な審査が行われるべきものであると主張する。

情報公開法が、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利について定めていることは明らかであるが（同法1条）、具体的な情報開示請求権は同法上の権利であり、同法の解釈を離れてはあり得ないところであって、どのような不開示事由を定めるかは憲法の趣旨にのっとった立法政策上の問題であり、同法が不開示情報を定めるにあたっては、開示ないし不

開示によって生じる利益及び不利益を考慮した上で規定を設けていると解されるから、同法の規定の趣旨を尊重すべきである。控訴人らの主張は採用できない。

- (4) 控訴人らは、本件各文書が作成されてから50年以上を経過し、歴史的文書となっているから、被控訴人の主張立証責任が加重されると解すべきであると主張する。

一般に、長年月が経過すれば、不開示とする根拠が減少するであろうことは認められるが、本件においては、現在我が国が直面する重大かつ微妙な問題である日朝国交正常化交渉及び日韓の竹島問題に関して本件各文書の一部又は全部が不開示とされているのであるから、長期間の時の経過が当然に不開示とする理由の相当性を減少させるとまではいえない。外国等との交渉においては、過去の経緯が相当の重みを持つ場合のあることは明らかであるから、時を経過した情報であっても交渉の当事者である外務大臣の第一次的判断を尊重すべき理由が減少するとはいえない。

- (5) 控訴人らは、他の公開文書及び韓国の外交文書公開によって不開示文書の内容が推測できるものについては、不開示とする判断に相当の理由がないと主張し、原判決が、推測することとこれらの不開示文書を公開することは次元が異なると説示したことを非難するが、仮に推測が可能な情報であっても推測に止まる場合と実際に公開した場合では、外国等との交渉において生じる不利益には格段の違いがあると考えられるところであるから、この点についても交渉当事者である外務大臣の判断を尊重すべきことにおいて変わりはない。

- (6) 控訴人らはその他種々主張するが独自の見解を述べるものであって、いずれも採用し難い。

- 4 以上によれば、控訴人らの義務付けに係る訴えを却下し、その余の請求を棄却した原判決は正当であり、本件控訴はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第17民事部

判決内容の報告

今回の判決が 情報公開法を変えなくてはいけない
外交文書の中身を検証せず 隠してはいけない という
議論に繋がっていくことを期待する

東澤弁護士

弁護団の東澤と申します。本日、日韓会談の文書公開の不開示処分の決定についての控訴審の判決がありました。残念ながら控訴は全面棄却、われわれにとっては非常に不当な判決でした。内容については後で詳しくお話ししますが、日韓会談というのは、既に40年から50年を経過した過去の、日本と韓国との間の交渉の記録、これを全面開示しろと求めた我々の訴えは、残念ながら通らなかった。

こういった過去の外交交渉の文書が、一方で韓国においては全面的に公開されているのに、日本ではなお且つ隠し続けているというような状態が、申し立ての理由です。そのことを裁判所、特に控訴審の東京高等裁判所が、是認してしまった、それを認めてしまったということは、日本の情報公開、或いはそれによって支えられる民主主義の問題にとっても、非常に後退した判決であります。

そうした意味では、これから判決の詳しい内容はお話ししますが、このままで決着させるのはやはり良くないと、私は個人として考えております。

判決の内容は、一審の判決をご理解いただくことから始まるのですが、この訴訟では13件の文書について、その文書は、一部不開示という形での処分が外務省により、なされました。

一件の文書については全面不開示という処分です。一件の全面不開示の文書はどういうものかという、竹島問題について外務省が内部で集めた論文や記事、そうしたものをリストにしたもの、そのリスト自体が開示されない、そのリストを開示しない、というような内容です。その論文等は全部公開されていて、そのリストだけ開示されていない。

一審判決は、こういう外交関係の文書については、これは第一義的に外務省がその影響について判断するものだから、外務省が判断した以上、それについて、外見上おかしいところが無ければ、その処分は正当であるという考え方なのです。

これを一審判決の言い方でいうと、一般的、類型的に外交文書として不開示の理由がありそうだとすることであれば、不開示は認められる。実際に外務省が作った不開示の内容というのはどういういったものかといえば、日朝交渉に関わる、更に竹島問題はなお日韓の間で決着のついていない問題である。だからそうした問題に影響を与えるから、開示はしないという理由です。

しかし、原告の方からは30年40年前の文書が、どういった意味で、今の日朝交渉や竹島問題に影響を与えるかということを、具体的に明らかにしてほしい、ということをごちうの方から求めました。しかし国（外務省）側は応えません。

更には、通常時間が経過すれば、外交文書といえども歴史的な文書になってしまうわけです。そうしたものが何故公開されないのか。諸外国においては外交文書について30年ルールというのがありまして、30年経った文書は原則として公開する、というような考え方に立った文書開示が行われている。日本においても、先般成立した公文書管理法のもとでは、この30年原則が基本的に取り入れられている。

そうした問題について、われわれはかなり詳しい問題点を控訴審においては指摘したわけですが、しかしながら、控訴審の裁判所というのは、基本的には第一審の、東京地裁と同じ考え方に立ちました。それは先ほども言いましたように、開示するかどうかは、外交文書に限っては、これは一般的、類型的に隠すべき理由があるかどうか、ということ来判断すればいいのであって、具体的な内容について立ち入る必要はない、更にそれは、外務大臣の広範な裁量権に与えるのであって、それを著しく逸脱していると原告側が立証しない限り、その判断を翻すことはできない。

その他、我々が指摘した点について、一応は訂正している点もあります。例えばどういった点か、それは、一つには時間の経過の問題。時間が経過したら隠す必要性は少なくなるのではないか、それが一般的な常識ではないか、時間が経てば文書の重要性が減っていくという一般論は認めた。しかしながら、それによって文書を隠す理由というものが、直ちに少なくなるとは言えない、というような考え方をしています。

或いは、韓国側でもう既に公表された文書がいっぱい有るではないか、更には、他の資料から見れば、どこが隠してあるか、例えば隠している内容に、様々な請求権に関して推測しているような数字だとか、或いは竹島の文献資料についても、どういうリストを持っていたかというのは、他の資料で分かるようなものが有ったわけです。

しかしながらそれについては、原審と同じように、その内容が推測できるということと、文書そのものが開示されることとは別物であるというような、非常に言い逃れに近いような理由を付けて、その点は、それ以上深入りしようとしません。

その他にも幾つか問題があるわけですが、いずれにしても、我々がここで訴えてきたのは、国が文書を隠す以上は、それがどういった支障を与えるのかということ、きちんと法廷ではっきりさせなければいけない。そうしなければ市民の方は、何故この文書を隠さなければいけないのか、更に裁判所が判断するに際しても、何故隠さなければいけないのか、そういったものが判断出来ないではないか、ということ指摘してきたわけですが、残念ながら裁判所の態度は、そこまで踏み込む必要は無い、外務省がそう判断したのであれば、それを取消しにすることは出来ない。

まとめになりますけれども、これは冒頭に私が申し上げたように、情報公開法のみならず、日本の民主主義という意味においても、これは残念ながら、非常に危険な状況で、まやかしの判決ではないかということです。

先般、外務省の外交文書の公開について、さまざまな密約の問題が政府を挙げて取り組まれました。その中で外務省の報告書も指摘しておりましたが、やはり外交に関わる文書は、きちんと国民に公開されなければ、誤った外交が正される機会が無くなってしまふから、これは外交的な歴史文書についても、同じことが言えると思います。

日韓会談において何が話し合われたのか、その内容がきちんと市民の間に明らかになると、それが果たして正しい判断だったのか、そうじゃないのかということを検証する機会がなければ、やはり、誤った政治のあり方としても、それを正すことが出来なくなってしまう。そうした意味でこの判決というのは非常に残念な内容です。

今、情報公開法そのものを改正しようという動きが始まっていますけれども、こうした判決というのは、逆に、現在の情報公開法をやはり変えなくては行けないのだ、外交文書であっても、中身をきちんと検証されずに隠しては行けないのだ、という方向の議論に繋がっていくと期待したい、と思っております。



原告のコメント 何ら説明もない状態で情報開示を拒否する こんなことがあって いいのだろうか

原告・吉澤文寿さん

判決の概要については東澤弁護士からお話いただきましたので、私の所感を簡潔に述べさせていただきますと、一つ言えることは、今、日朝交渉と竹島問題が続いているということです。どちらも先が見えない問題であって、特に竹島問題は、日本政府が領有権を主張している間は、多分解決しないという問題で、日本が竹島の領有権を主張している間は、竹島関連の文書は開示できない、というふうに云っても差し支えない内容だと思います。

外交文書の開示を、我々は請求しているわけですが、本当にそのような理由で、しかも、何故不開示にすることによって国益を損ねるのか、という何ら説明もない状態で情報開示を拒否する、ということがあっていいのだろうか、というふうに改めて思いました。

日朝交渉につきましても、外務省は手許に置いて、日韓交渉の時の中身を検討しながら進めていきたいというわけですが、しかし既に6万

ページが開示され、多くの部分が明らかになっているのですから。不開示になっている部分について、何故不開示なのかということを改めて説明しない限りは、もう既に全面不開示ではないのですから、その辺は、外務省も我々に対して説明する義務があるし、説明できないのであれば開示すべきである、このように考えます。

いずれにしても、今回、二次訴訟ということですが、数千ページが対象になっていますが、これは我々が開示請求した文書の、ほんの、ごく一部なので、これら全てをこうした裁判を通じて解決しようとする、と、何十年かかるか分からない裁判になるということを考えれば、やはり非常に不当であると言わざるを得ない。

そのような点からしても、今回の判決というのは非常に不当であるし、我々市民の立場から、一刻も早く、このような歴史的な文書、30年以上経っているこの歴史的な文書を、一刻も早く開示して、解決するべきだと思います。

公文書の歴史 1945年に皇から公へ

原告・太田 修さん

今日の判決については、東澤弁護士から説明がありました。それから外務省がどういう点で日韓会談文書を公開しないか、という点について、吉澤さんの方から問題が指摘されました。

私たちが今公開を求めている日韓会談文書というのは、公文書、行政機関が作成した文書であるわけです。

もともと、この公文書の管理制度というのは、明治期に完成されたわけで、その時に、政治を

していく上で資料として記録するものが、公文書ということだったわけです。ですから公文書というのは、為政者が、政治をする者が、排他的に独占して所有することができるものだというふうに考えられたわけですね。

大日本帝国憲法下においては、天皇が元首でしたので、荒っぽい言い方をしますと、公文書というものは、天皇の官吏のための資料だった、というふうに考えられたということが出来る

と思います。ですから 1945 年、日本が戦争に負けた時に大量の公文書を、この東京でも焼却廃棄処分しましたし、東京だけではなくて、朝鮮半島、台湾でも大量の公文書を焼却、廃棄処分したわけです。

日本国憲法が作られて、国民が主権者となったわけですが、公文書管理制度というのは依然として役所の文書として、その後も存在し続け、今日に至っている。1970 年代初めに公文書館が作られましたけれども、殆ど何の権限も与えられることなくきたわけです。

ご存知のように情報公開法ができましたけれどもさまざまな問題がある、ということが指

摘されています。去年、公文書管理法ができましたけれども、やはり基本的には公文書が市民のものであるということが明記されなかったということが問題点として挙げられています。

しかし、公文書というのはお役所のものではなくて、市民のものであるということが大きな流れになっているわけでありまして、今日の判決というのは、そういう流れに逆行するものであるということができると思います。

これから、三次訴訟も続いていくわけですので、その中で公文書が市民のものであるということを、これから訴えていく方向で頑張っていきたいと思っております。

外務省も裁判所も こういう状態では 日本人として非常に恥ずかしい

原告・山田昭次さん

日朝会談を理由にして公開しないということが非常に気になります。これは過去の問題というよりもこれからの問題です。というのは、日韓会談では強制的に労働者、兵士、或いは従軍慰安婦として動員された人に対する償いというのが、殆どなされないまま来てしまった。

例えば朝鮮女子勤労挺身隊の人たちは、日本に來ている間、一銭の月給も貰えない、帰る時に汽車賃と船賃だけ貰い、月給は後から送ると云われたのに送ってこなかった。そして裁判にかけてまた負けてしまった。彼女たちは日本に來た時、小学校 5~6 年生で、その人たちは今もう 80 歳になっている。

結局、日朝会談を理由に公開を渋っていることをみると、やはり日朝会談でも償いをしようとしなから、日韓会談の文書を隠しているとしか考えられない。今、日本人拉致問題がはつきりしたため、日本は右傾化しています。勿論

拉致というのは国家責任の問題です。

しかしそれを認めた上でも、日本はその何十倍もひどいことをしてきたわけです。日本が進んで朝鮮人民民主主義共和国の被害者に対し償う措置をとらなければいけない、そうしなければ、日本人の拉致問題は解決できないだろうと思うのです。向こうの気持ちから云えば、自分たちも悪いことをしたけれども、お前たちももっと悪いことをして償う気持ちは無いのかと、腹を立てるのは当たり前だと思います。

その辺のところが全然見えていない。結局、日本の政府もそうだし、裁判所もそのことを真面目に考えていないと思わざるを得ない。

日韓会談でどういう過ちを犯したか、全部の資料を公開して検討する、その上で日朝関係に対してどう臨むかという方向性を出さなければいけない。外務省も裁判所もこういう状態では、日本人として非常に恥ずかしい。

韓国政府は5年前 国民の知る権利のために公開

日本国民の知る権利は非常に危うい

原告・梁 澄子さん

私は「慰安婦」裁判に関わったことから、この裁判の原告に加わりましたので、今の山田先生のお話には全く同感です。「慰安婦」裁判をはじめ戦後補償裁判は、二国間条約及び、サフランコ講和条約によって問題は解決したと、すべてそのような理由で棄却されています。

ですが、韓国政府が文書を全面公開した時に、会談の過程で「慰安婦」問題に関しては言及が無かったと、つまり、「慰安婦」問題に関しては、日韓交渉の過程で語られていないので、そこで解決したとは言えない、ということを明確に韓国政府は述べたのです。そのことが、私がこの原告に加わった一番大きな理由です。それでもなお、日本政府が「日韓会談で解決済み」を主張するなら、きちんと証拠を示して欲しい、という趣旨です。

しかし、太田さんがおっしゃたように、為政者が排他的に持つのが公文書なのだという意識が、未だに日本国のお役所でそのまま堅持されているのではないかと感じます。韓国政府が「議論されていない」と云っているのに、あくまで日韓交渉で終わっている、だけど全面開示はしません、つまり証拠を示さずに解決したとだけ繰り返し言っているわけです。その立場を裁判所も追認したということが、今回再び明らかになったわけですね。それは、君たち一般人だから見られないから分からないだろうけれど、僕たちは知っているのだよ、為政者側から見ることができるんだ、とまた云われたよ

うな、人をバカにしているな、という感が再びしました。

私が、もう一つこれに関わった大きな理由は、日本の民主主義が危ういという危機意識です。韓国政府が全面公開した時に、「国民の知る権利のために公開する」と言った言葉が、大変感動的だったのです。

私は在日朝鮮人で、国籍は韓国ですけれども、日本の市民としてずっと生きてきた者です。私が生きているこの国では、市民の権利が守られていない、と思うのです。いつも「国民の権利」からは除外されてきたのですが、私が除外されてうらやましく思っただけでなく、国民自体も、情報公開という知る権利、この最も基本的な権利の一つを侵害されたまま生きていて、そのことに対して意外に異議を唱えない、これが、見ていて不思議だし、不安を覚えるのです。

私たちは、その国民の権利からも阻害されてきたから、いろんなことで異議申立をしてきたけれども、国民の権利というものを持っている人たちが、全部持っていると思い込んでいるのではないかという危機感ですね。おせっかいかもしれないけれども、「危ないですよ、日本国民も」と言いたいなと思って、この裁判に加わりました。

今回の判決で、先ほど言ったような国の態度を、裁判長が追認したということで、更に日本国民の権利が非常に危うい状況にあるということが、今回はっきりしたと思います。

記者団との質疑応答

NHK・浜田 山田さんは日韓会談文書公開ということで、どういったことをしていこうとされたのか。全面公開することで、どういったことが果たされるというふうにお考えになっていらっしゃいますか。

山田 日韓会談について私は素人ですので、簡単に申しますと、日韓会談では償うつつもりは無かったと思うのですよ。経済協力という形で有償、無償として払ったわけで、賠償すると日本が悪いことをしたということを認めていることになるので、嫌だったわけです。それで経済協力という形でやりましたね。

その証拠には、今問題になっているのは、日韓併合条約の解釈だって全く違ったわけですね。韓国側は武力で押し付けたのだから、これは当初から無効であると。日本は武力で押し付けたことを認めず、これは有効であって、戦後大韓民国が成立したから無効になったと。併合したのは国際法からいって合法的にやったと言い張って、日本は何も悪いことはしていないという前提で、賠償もしないで、経済協力という形で逃げてしまった。

実際あの時は、日本に兵隊とか労働者として動員され、8月15日までに死んだ人に限って、韓国政府はお金を払ったわけですよ。

考えてみれば、強制動員された人達たちは貧しい人たちで、私は韓国へ行って調査していますので、よく知っていますが、体がよれよれになって国に帰るわけですよ。それでも補償金は一銭も出ていない、貧しい人たちだから病気になっても、医者にもかかれない。しょうがない、おまじないぐらいで誤魔化して、一日で死んでしまったという人は沢山います。

日本ではあまり知られていないけれども、行方不明という人が結構いるのですよ。例えば一つの例で云いますと、日本鋼管で1943年に労務重役が差別発言をしたということで、強制連行された朝鮮人数百人が全部立ち上がって、「もう俺たちは働かない、国へ帰せ。」と言ったのですね。すると今度は検察側が、朝鮮の独立運動を諮った二人を検挙した。そのうちの一人が、今、ヨン様で有名な春川(チュンチョン)出身で、太平洋遺族会の会長が春川(チュンチョン)にいますから、この人に帰ったかと聞いたら、帰っていないというのです。

私は気になって遺族はいますかと尋ねると、遺族はいないが弟がいて、弟は、日本人には会いたくないと言うのですよ。日本に連行して、死んでも何の通知もしないで、ほったらかしているのだから、日本人が憎らしいのは仕方ないですよ。それでも私は、それが分かれば分かるほど向こうの気持ちを知りたいから、そこを何とか・・・と言って、やっと本人が会ってくれました。

すると、やっぱり兄貴は帰っていない、ということなので、私は何ができるかと考えたら、月報をやっているその人が「よし、検察庁へ交渉してやろう」と云って、検挙されたという証拠物件と弟が行方不明だという証明書、私への委任状の三つを揃えて検察庁へ出しました。

すると、驚いたことに判決原本が無いというのですよ。検挙して判決原本が無いというのはどう

いうことか、本人は国に帰っていないわけですから、どこかで行方不明で殺されてしまった、ということ。その時は、もう一人、慶尚道(キョンサンド)からも来た人が検挙されたのです。割と親切なお役人で、慶尚道(キョンサンド)から来た人を調べてくれた。やはり判決文が見当たらない、二人とも拷問で殺されてしまったのではないかと思うのですがね。

それ以外にも、兄さんは日本に行ったけれども、8月15日ぐらいまでは手紙が来たけれども、あと連絡が無くなったから探してくれと云われて、これもいろいろ探したけれども分かりません。

私がぶつかった例だけでも、これだけあるのですから、結局、本人に連絡が行っていないのですね。そういうまま、今日まで来てしまっている、これは日韓会談の結果ではないか、と思っています。私は理論ではなく、実際の体験を申し上げました。

太田 文書を公開させることによって、どういうことを知りたいのか、という質問だと思うのですが、端的に言えば、今、山田先生が言われたように、植民地支配下、或いはアジア・太平洋戦争下で被害を受けた朝鮮半島の人達は、被害の問題をどのように日韓会談の中で話をし、処理しようとしたのか、そういうことを、やはり知ることだと思うのですね。

ところが、最近、韓国で3万5千頁公開されまして、日本で約6万頁公開されました。勿論、不開示文書が未だ沢山あるわけですが、だんだん分かってきたことは、植民地支配の問題というのを、最初から問おうとしなかったのではないかということです。そのことが重要ではないかということです。

植民地支配というのは、合法的におこなわれたものなので、罪では無いと、ですから、それは清算したり、処理したりする問題ではないというようなそういう考え方が、日本政府の中にあったというふうに思うのですね。そういうことがだんだん分かってきたような気がするのです。

これは日本政府だけではなくて、当時の世界が、欧米の諸国がそういう考え方を持っていて、植民地支配の責任は問うものではない、解決すべき問題ではないというような考え方に基づいて、日韓会談を始めた。請求権問題というのが出てくるのですが、請求権問題とは何かというと、植民地支配の問題を問わないお互いの損害、被害をどういうふうに解決していくかということ、つまり金銭的な問題、お互い、どちらが、どれくらいの損害を受けたか、損得の金銭的な問題がメインになっていたと思います。ただ強制動員された労働者の未収金の問題だとか、供託金の問題などは問われなければならないので、それは支払わざるを得ない。しかし、それは突き詰めていけば法的にも、事実関係の上でも、お互いに話をしていく中で、なかなかはっきりしないということが会談の中で出てきまして、金額も少額だし、事実関係もはっきりしないし、分からないだろう、では、どうするんだということになって、政治決着することになった。政治決着するにしても、経済協力でなければ金額が非常に少額になるので、経済協力にしようということになったということが分かってきたのですが、植民地支配の責任を問わないので、事実関係の究明を真剣にしようとしなかったし、責任を追及しようとしなかった。当然それに基づいて謝罪や補償もするという考えは無かった。

ですから、日韓条約というのは、ご存知のように前文にも植民地支配のことは、何も書かれていない。第二条にだけ、併合条約とそれ以前に締結された諸協約が「もはや無効である」とのみ書かれてある。それ以外一切何も無い。それで請求権協定にだけ、「完全、かつ最終的に解決された」と書いてしまったものですから、問題が解決されないまま、その後もほっておかれた。

しかし、1980年代の韓国での民主化後に、植民地支配・戦争被害者らが被害補償を求める訴訟を提起してくると、日本政府、或いは裁判所は、「完全、かつ最終的に解決された」ということで仕方が無いので、在日の軍人・軍属の問題とか、サハリン在留朝鮮人の問題に見られたように、人道的な立場から解決しようというようになってしまっている。これは、日本政府が「完全、かつ最終的に解決」されていないことを自ら認めたものだと言えます。植民地支配の責任問題を問おうとしなかった、というところが大きな問題ではないかと思います。

NHK 浜田 植民地支配の責任を、もう一回問い直そうという問題と、それからもう一つは、韓国で日韓条約そのものが不当なのではないかという見方があるのですけれども、それに対して、日本側の目指している運動体はどうですか。

吉澤 確かに日韓条約は、かなり問題がある内容なのですが、我々は日韓条約を結び直そうとか、そういうところまでは、今のところ行動の内容としては考えていないのです。一旦、日韓条約というのを、すべて情報を開示することによって、本質を明らかにしていく、それによってあらゆる人々が日韓会談というものを検証可能にしていく。それがまさに、知る権利を行使するということだと思います。

私も、一言述べさせていただきますと、山田先生と太田先生の話と関連しますが、先ほどの梁澄子さんのお話されたこともそうなののですが、日韓条約の経済協力協定の中に、「完全且つ最終的に解決することとする」という文言があるのですが、一体、何が解決されたのかということを知りたいということが、狭義では一番大きい目的になると思うのです。

これと関連して、私は別の訴訟で、不二越に強制動員された朝鮮女子勤労挺身隊の訴訟に関わっていて、私も専門家の立場で、日韓会談では女子勤労挺身隊のことについては話されていません、ということを証言したことがあるのですけれども、不二越訴訟の高裁判決がこの間出て、その中身というのは、「話されていなくても、含まれる」ちょっと、理解し難い。(会場内爆笑)

話されてなくても、そのすべて完全且つ最終の中には、女子勤労挺身隊の問題も含まれるというのは、分からない判決であります。そのように云われてしまうと、我々は一体何をやっているのだろうか、という話になってくるのですが、いずれにしても、やはりそれは不当であると思いますので、それは最高裁で争うことになるのです。

やはり、太田先生が指摘されたように、日韓会談というのは、「基本的には植民地支配は合法であった」という前提で、韓国政府も、いわばその点については、日本政府の土俵に乗った上で、未払い金の請求とか、恩給の請求とか、そうことを請求項目に掲げていた会談なのです。

やはりその点については、はっきりさせたい、それは 1965 年の段階であり、先ほど日朝交渉でこの問題は不開示になっているという話なのですが、そもそも私は前提が違うと思うのです。日朝交渉と日韓会談とでは前提が違うと思うのです。確かに日本と朝鮮の分断政府との交渉ではあるのですけれども、ただその前提として、現在は少なくとも村山談話があって、「日本政府は、植民地支配によって朝鮮人に迷惑をかけた」ということは言っている、だが、法的責任については曖昧なのです。

いずれにしても、植民地支配というのはそういうものだということを前提に、日朝交渉はすすめるべきでない交渉である、ということを考えるならば、やはり、日韓交渉というのは歴史的文書であると考えべきだと言わざるを得ない。だから、これは、日朝交渉を如何にすすめていくか、という問題とも、実は関連している。それを明らかにするためには、やはり、日韓会談は、全く植民地支配を清算する、植民地支配を解決するというものではないにもかかわらず、日韓交渉を前提に日朝交渉をやろうとするのは、はっきり言って、もう時代遅れで、時代に逆行しているということを、問題意識として人道的な立場から、強くこの訴訟をすすめていく、と私は思っています。

山田 ちょっと補足しますと、日韓会談そのものを、自主的に一部変えようという仕事は進んでいます。5月2日だったかに日本とソウル両方で、日韓の知識人の共同声明が発表されています。その主眼は、日韓会談の時は、韓国側は併合条約が当初から無効であると、しかし、日本はそうではない、大韓民国が成立するまでは有効であったと、云っていたのですけれども、今度の日韓の共同声明では、日本側、韓国側それぞれ百数十名署名しています。共同して、日本の政府に対して、あの条約は武力によって強制したものであって、当初から不当なものであるということを認めろ、という要求が書き込んであります。

今、更に、日韓両方で千名ぐらいの署名を集めていまして、7月に、日本の総理大臣に提出する予定であります。総理大臣に対して、日本側の不当な武力によっておこなわれた不法な条約であったことを、日本の総理大臣が認めるように、7月に出す予定になっています。

事態が全くすすんでいないということではない。それと共に、日本軍「従軍慰安婦」とか、強制労働動員された人に対する補償立法の要求が、民主党に次々に出されております。

そういう状況であるだけに、今、ここで日韓会談文書が全面的に公開されていない、というのは、非常に大事な時期に来ているだろうと思います。

NHK 浜田 日韓会談によって、償いがなされていない、というふうにお考えですか。今、その償いの問題について、いろいろ立法を求めていたり、日韓会談の実態を把握することによって北朝鮮を含めた朝鮮半島の間接関係を、そういうことをやっていくことによって、日本側としてどういうふうに変更して、どういう関係を作っていきたいと考えていらっしゃるのですか。改めて、日韓会談の中身を確認することで、償いというものを、もう一度考え直すということは、日本の立場から、朝鮮半島の間接関係を、どういう関係にしていきたいと考えていらっしゃるのですか。

山田 植民地的関係を、この際、払拭したいと思いますね。例えば、日本軍従軍慰安婦の人たちに国民基金という形で、民間から金を集めて向こうの人に渡しました。その結果、運動は分裂してしまったわけですね。向こうでも貰う人と貰わない人ができて、喧嘩が起きた。日本でも運動が分裂した。

向こうの人が受け取らないのは、無理からぬことだと思うのです。日本軍従軍慰安婦の人たちはお金が欲しいだけではないのですね。国家がやったのだから、国家にきちんと謝ってほしい、民間から集めた金を、政府が集めて渡している、というあいまいな形でやったので、日本軍従軍慰安婦の人たちは納得できていないのですね。

一般的に気がついていないけれども、特に日中戦争時代の被害者で、女性の救済というのが一番遅れていると思うのです。一部の人たちは、日韓会談の時、日本軍従軍慰安婦の人たちは名乗り出ていないのだから、慰安婦はいなかったのだ、と勝手なことをほざいています。女性の立場に立ってごらん下さい、従軍慰安婦とは強姦されたことでしょう。女性が、強姦されましたと、平気な顔をして簡単に言えますか。それを考えてほしいのです。日韓会談の段階では従軍慰安婦の人達は名乗り出られなかったのです。余ほど勇気を振るわなければ、私は強姦されましたと言えませんよ。

勤労女子挺身隊もそうです。当時、従軍慰安婦のことを女子挺身隊と言ったのです。本物の女子勤労挺身隊もいたわけです。私も、裁判で支援した人の中に、もと勤労女子挺身隊に加わったということが夫に分かって、離縁された人もいます。ですから、勤労女子挺身隊の人たちも、日韓会談の時に申立てできなかったのです。一番辛い思いをした人たちが、一番救済が遅れてきた。その問題を解決していかなければいけないのではないのでしょうか。女の人の場合は、民族差別プラス性的差別で、重層的に差別を受けているわけです。その人たちの救済、異議申立がなかなかできない状態が今日まできて、それに日本政府は乗っかって、のほほんと来てしまった。その辺の決済を、やはりつけなければいけないのではないかと思います。

余談になりますが、男でも一番苦しい人が訴えられずにきています。裁判でみていると分かります。裁判で、労働者で訴えてきている人は工場労働者です。炭鉱などに連行された人は訴えをしないのです。何故その差が出るかというと、工場労働者は学校出、小学校卒業以上です。炭鉱などに連れて行かれた人は、殆ど学校に行っていない、無学文盲です。筑豊などは強制連行が始まる以前から学校出は使わない、学校出は抵抗し易いからと言って、なるべく無学文盲な労働者を働かせる、それが強制連行時代も続きますから。だから炭鉱などへ連行された人は、裁判に訴えるだけの知的な能力を身に付けていない、だから、みんな黙って今日まで過ごしてきている。ですから、一番辛い思いをしてきた人たちが、日韓条約では救われないままで今日まできている。その愚かさを、また日朝会談で、絶対繰り返してはいけないと思っています。それだけに今、文書の公開をして、問題点を全部曝け出すということが必要だろうと思います。

東澤弁護士 他に質問が無ければ、記者会見はこれで終わります。

判決評価

* 文中の下線部分は、判決文の引用です。

張弁護士 弁護団の張です。お手許に判決文を持っていちゃいますね。改めて判決の評価ということですが、2 ページ目の主文を今日、裁判長が二行だけ、何秒間ですよ。読み上げられました。

戦後補償の場合もそうですし、私が参加した東京都の管理職の裁判で、最高裁でもそうでしたけれども、今まで一生懸命やってきた運動がどうだったのか、というのが、裁判所から見ると、たった何秒間かの評価でしかない、というのが、今の日本の司法、裁判所なのです。

評価というのは全く不当であると言わざるを得ない。向こうが2秒ぐらいなので、2秒ぐらいの価値でしか無いのですけれども、そういう判決であることは、みなさん法廷で分かったと思います。

小竹さんは、言い渡しをされたのに、全然分かっていなくて、「えっ、もう終わったんですか」と言っただけで、ほんとに、聞いている方が全く分からないくらい、高裁の判決は、当事者と裁判所の関与が、全く無いわけです。

判決の内容については、先ほど東澤弁護士から説明していただいたので、付け加えて説明するところはそれ程無いのですけれども。

小竹 質問ですが、判決文が出来ているのに、何故法廷で説明しないのですか。

張弁護士 法廷では主文だけ読み上げるという決まりになっているので、主文だけを読み上げて終わっていいのです。けれども、主文だけを読み上げて終わった後で、戦後補償裁判だと「付言」といって、裁判官が感じることを、「これは棄却という判決しか出せないけれども、私はこの事件についてこう思いました。」という場面はあるのですが、理由を一つ述べていると時間が幾らあっても足りない、俺たち忙しいのに、お前達のことゆっくり面倒見てられるか、という、そんな感じなのです。

小竹 お話の途中でごめんなさい。情報公開法では、裁判長が文書そのものを見ることが出来ない、イン・カメラが制度化されていない。これについて裁判長は、この点に触れ、付言すると期待していました。これが殺人事件か何かだったら、原告が無実を立証した文書を、裁判長は見る事ができなくて、被告の言っていることだけで判断した、というのと同じことでしょう。

張弁護士 ちょうど小竹さんは、私が説明しようと思っていたことを、先取りして言ってくれたから有難いのですけれども、裁判長が何を言っているかという、一審の判決と全く同じ理由を述べているのですけれども、不開示にした部分を開示しなさいとこちらが請求して、不開示にした部分が、それが不開示にして良いのか悪いのか、というところで、一審の裁判にも出てきた「一般的典型的」という判断基準が、今回でも同じように「一般的、典型的」判断基準のところで書いています・それは、判決文の4 ページ 「第3 当裁判所の判断」というところで、高等裁判所はこのように考えております、ということを書いてあるのですが、2 番目にも「原判決の補正」というところから、一番最後のところで「次に行を改め次のとおり加える」、ここは高裁が一審判決に加えているところです。これを見てもらうと、「国が立証する対象」これは不開示になっている黒塗りの部分が、一体どんなものなのかということについては、国の安全等の確保に関するものに当たると、「おそれがある」との行政機関の長の判断に「相当の理由」があることとなること 難しいですけど、まず一つは、国が何を立証しなければいけないかというのは、ここらで言っている部分は、まず第一、国の安全等の確保に関するものかどうか、これは国の安全等の確保に関するというふうに書いてありますけれども、現在、韓国で外交上の問題になっているかどうか、北朝鮮との日朝交渉で外交上の問題になるかどうか、ということに関するかどうか、というのを簡単に書いて

ある、それらに関するものに当るかどうか、それを開示することによって、国の安全等、外交上の不利益を受けるおそれがある、というふうに行政機関の長、外務大臣が判断した時に、相当の理由があるか、この二つなのですが、・・なるところ前示のとおり、同条3号の規程の仕方自体から これは、情報公開法の例外規定になりますが、行政機関の長の第一次的判断を尊重する趣旨が含まれており、と書いてあるのですね。行政機関の長の第一次的判断というのは、外務大臣がこれを隠すのがいいのか、開示するのがいいのかを判断する時に、えい、隠しちゃえと言え、それを裁判長は尊重しなければいけないですよ、というふうに法律に書いてあるだろう、裁判所が丁寧なことに、（このことは控訴人らが主張する立法の経緯に照らしても裏付けられる）というふうに、こちらの揚げ足を取るようなことも言っているわけです。

それで、裁判所が「相当の理由」すなわち合理性の有無を判断する というのは、これを隠すことが合理的かどうか、隠していいというふうに判断したこと自体が合理的なのかどうか、そういうことを判断する基準としては、行政機関の長の判断が裁量の範囲内にあるかどうかという観点から審査をすることとなる。と書いてあるように、裁判所としては、行政機関、いわゆる外務省の外務大臣が、その部分を不開示にしたということについて、日朝交渉に関係ある問題です、日朝交渉に関係ある問題について、何か分かりませんけれども、それを開示すると日朝交渉で不利益になります、そういうふうに言えば、不利益に当るのでそれを隠していいのか、それとも、やっぱり不利益に当るけれども、開示していいのか、という話にはならないのです。不利益になりますから隠しますと言ったら、不利益になるから隠しますというふうに考えたその判断、それを裁判所は、法律上、尊重しなければならない、というふうに規定されているので、法律に従っているのだ、といっています。

結局、そういうことになると、小竹さんが言ったように、インカメラ手続きがあって、それを見ることができるのだったら、それで内容が分かるから、不開示にするのが相当か相当でないか分かるので、それがあんなら出来るけれども、それが無いのだったら仕方が無いと答えざるを得ませんよ、というように付言を出してくれるような裁判官だったらいいのですけれども、この裁判官はそんな付言を出す気はサラサラ無い。

それこそ、不二越と同じなのですけれども、入っているか入っていないか分からないけれど、面倒くさい、全部入っているということで、これを文言解釈というのですが、文言はいかような解釈でもできるので、入っているということで解決したい、というような判断です。

それは理想だと言っても、これはあまり実効性がないと私は思います。今回出た判決自体が裁判官の判断が不当なので、裁判官の判断が不当なところを、先ほど東澤弁護士が言われたように、まだ、上告審、最高裁での判断がありますから、不当な部分については、法律の解釈から外務大臣の判断を尊重しないとイケないから、余程のことが無い限り裁判所は外務大臣の判断をひっくり返すことは出来ませんよと言っているわけで、いやそうじゃない、外務大臣の判断を尊重しないとイケない例外規定があるけれども、尊重しなければいけない、という「尊重」のレベルが違うのだとい

うことを、今までずっと言ってきたわけです。

確かに例外規定はあるし、もし、例外規定が無かったと考えてみてください。外務大臣の判断を尊重することは無い、外交文書が 100%公開されたらどうなるか、そういうことであれば、例外規定をわざわざ設ける必要は無い。やはり世の中秘密にしなければいけないことはあります。例外規定を設けているからと言って、それを 100%隠していいのかというわけではない、と考えるのが私たちの立場です。

しかし、裁判所は例外規定を設けた意味というのは、細則にあるのだから、例外にあたるというふうには外務大臣が判断したのだから、それ以上は、裁判所が口を挟むのは、それこそ越権行為じゃないですか、というようなことを裁判所は言っているわけです。

それをもし、カッコいい言葉で言うのだったら、それこそまさしく司法権の放棄だとか、民主主義の放棄だとかいうふうに言えるのですが、今更それをいっても仕方が無いと思うので、先ほど東澤弁護士が言われたように、情報公開法自体を改正して情報が出やすいようにしていく必要があります。それは、裁判所が法律を作るのではない、裁判所は解釈をするところです。法律を作るところは、あくまでも国会なのです。国会議員を動かさないとダメなのです。

そこは、会なり、市民団体なりを通じて、日本の国民として政治を変えていくしかない、と思うのです。

もう一つ、一般的、典型的にあたる場所は不当ではあるのですけれども、それ以外に控訴審の時には、一審の時と違って新しい文書が幾つか出てきたので、それに対して一審の判断は間違っているので変えなければいけない、ということを提出しました。

理由は二つありますが、一つは竹島の問題で、外交文書を集めたりリストを外務省が作ったけれども、タイトルとか内容とか、そういったものを知られると、非常に竹島の交渉で不利益になると、いうことを言って、全部、不開示にしているのです。それについて、そうはいつでもということで、後で、日韓会談が終わったあとの総説というところで、日韓会談はこういうことをやりましたというような、まとめの文書があるわけですね。

その中に日韓会談で竹島問題をやるために、日本の外務省がこんな文書を集めましたと、全部書いたものがあるのですよ。それは必ずその中にタイトルとして合っているところが絶対あるはずで、全部不開示にすることはおかしいはずで、もし、裁判所に小竹さんが言うように、裁判長が行政機関を尊重しなければいけないけれども、隠していいものと悪いものがあるだろう、というように正義を付言する心があるとすれば、この問題については多分、当然、分かっているものがあるのだから、全部黒塗りではなく、タイトルぐらいは出せ、と言ってもよさそうなのですけれども、6 ページ、(6) 原判決 49 頁 14 行目の次に行を改め次のとおり加える。「(ウ) 控訴人らは、本件処分以降に公開された多数の文書のなかに、外務省が作成した竹島問題を巡る日韓両国政府の交渉等についての事実経過が記録された時系列表が開示され、かつ外務省が独自に収集した文献資料のタイトルが開示されている文書（甲 30）があることが発見され、これにより、文書 13 において、

全部不開示となっている文献資料のリスト及びその概要等がすべて開示されたとしても、日本国が外交交渉上の不利益を被る相当程度の可能性があるとはいえないことは明確であると主張する。

しかし、控訴人らが主張する開示文書と本件文書 13 との関連性は明らかでないために、本件文書 13 の記載内容は控訴人らが主張する開示文書の記載内容と同一であるということはできず、仮に大部分が重複するとしても、なお両文書間に相違する記載内容が開示されれば日本国が外交交渉上の不利益を被る相当程度の可能性があるとすべきであるから控訴人らの主張に理由があるとは云えない。こんなことを云うのだったら、一致しているところを開示しろと云え、という話をしていると思うのですね。

これからの三次訴訟もそうですけれども、訴訟の進め方自体どうするかという問題もあると思うのですよ。全面公開訴訟なので、こちらは、全部開示し、全部取消せという主張しかない。だから裁判所は、全部取消せという主張に対して、それはできる、できませんという主張になるのです。だから、ここだけでも取消せという主張であれば、どうなるかわからないな、というところが若干あるのですね。今後、訴訟をどう進めていくかという問題にも、考えさせられるものがあると思いました。

もう一つ、最後に、文書 3 というのがありますが、請求権問題に関して金額を黒塗りした一部分がありまして、そのところについては、それと全く同じ文書が韓国の方から出てきている。韓国から出てきているのは、それは確かですけれども、8 頁の (5) というところで、(5) 控訴人らは、他の公開文書及び韓国の外交文書公開によって不開示文書の内容が推測できるものについては、不開示とする判断に相当の理由がないと主張し、原判決が、推測することとこれらの不開示文書を公開することは次元が違いと説示したことを非難するが、仮に推測が可能な情報であっても推測に止まる場合と実際に公開した場合では、外国等との交渉において生じる不利益には格段の違いがあると考えられるところであるから、この点についても交渉当事者である外務大臣の判断を尊重すべきことにおいて変わりはない。

「次元が違う」というと、何を云っているのですかという話になるので、今度は次元が違うではなくて「格段の違いがある」という言葉に変えてあるだけのことですけれども。

ここは裁判所に伝わらなくて非常に残念だなと思うのですが、「仮に推測が可能な情報であっても推測に止まる場合と実際に公開した場合」と書いてあるのですが、推測に止まる場合と裁判所は云っているのですけれども、何故、裁判所はもう少し先を読んでもくれないのかと思うのですが、控訴審で何を主張したかという、日本の外務省が不開示にした文書というのは、実は、韓国政府が日本政府に対して出した文書なのですね。韓国政府にそれと同じ文書があるのは当たり前の話なのです。推測ではなくて、全く内容は同一なのです。

それは非公式会談の時に、韓国が日本にメモを渡して、その渡したメモが手許に無いので、すみません、日本政府の方からそのコピーを貰えませんかと言って貰っている文書です。

その文書に対して、推測していると裁判所が云っていることに腹が立つ。なおかつ、それでも推

測することとは格段の違いがあるというわけですよ、

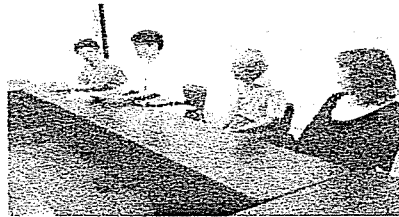
いずれにしても、この二つの文書に対する判断を通じて分かることというのは、行政訴訟の裁判所の裁判官の判断を動かすというのは、非常に難しい。

通常の裁判でみなさんがよく云うように、「疑わしきは被告の利益」というのがありますね。情報公開法の規定と云うのは、裁判所からすると、「疑わしきは行政機関の長の利益」ということなのですね。残念ながら、そういう背景が東京地裁、高裁の裁判官にあるので、そういう考え方を変えさせないと、裁判に勝つというのは、なかなか難しいと認識させられた裁判であると思います。

裁判所ととともに争っていると何年もかかるので、この会もいろんな運動や方法をとって、また訴訟の方向もやや、若干軌道修正をしていく必要があると思います。

一次訴訟で勝ったので、まだまだ日本の裁判所も捨てたものではないと思うところもありましたけれども、二次訴訟に関しては一審、二審とも、日本の裁判所の現実、戦後補償の裁判全部そうですけれども、日本の裁判所のレベルは、まだまだこのレベルなのだということを、まざまざと見せ付けられたと思いますので、そういう意味で三次訴訟は楽観的に進められないと思います。

今後は、ちょっと気を引き締めて、どうやっていけばいいのかということ、会としても弁護団と共同してやっていかなければいけないなあ、という判断ができたことが、唯一の救いだったのではないかと思います。



情報公開室への要請

吉澤文寿さん

別紙、「直ちに審査会への諮問をおこなってください」の要請書を外務省の情報公開室へ提出に行ったのですが、今回は外務省の会議室へ案内されました。「話は聞きます。だけど、私は何も知りません」と顔に書いてあるような人が現れて、私たちは、それでも何か云わないよりはましだと思い、いろいろ聞いたのですけれども、受取るか拒否するかを、今、検討中だということでした。ただ、どのあたりで検討しているかは分からない。

私たちは、朝日新聞6月2日、19日の記事を見せて問うたわけですが、やはり云っても無駄な人なので、実質的な回答はもらえませんでした。とりあえず申入れをしてきたことを、報告します。

三次訴訟・第8回口頭弁論後の報告集会記録

日 時・2010年6月30日(水) 10:30～ 会 場・弁護士会館 1002号室

東澤弁護士

(準備書面(7)はホームページに掲載) <http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/>

今日はお疲れ様でした。今日は国側が、前回から不開示文書1の理由、日朝交渉とかを理由とした不開示ですけれども、それについて前回は56の文書について、不開示理由の説明の準備書面(5)(6)を出しましたがけれども、今回はそれについて準備書面(7)ということのでいわゆる不開示文書

で、理由1、66文書の書面を出しました。まだ終わりませんので、次回も国の方から準備書面が出されてくることになっています。そのあと、こちらの方から、まとめて反論を出す予定をしています。今日、法廷で裁判長の方から、原告側の準備書面はという質問がありましたけれども、それについて反論すべく、準備中であると答えました。

また、被告の方から、この文書については、前と同じようにエクセルファイルでいいですね、という話がありましたけれども、期日間に、裁判所の方から連絡がありまして、とにかく主張が長いものですから、被告だけでもこれだけあるのですから、原告はそれを上回る。それぞれの主張をエクセルファイルで対照表を作って、ただこちらの方も、弁護団の考えとしては、すべてのものについてエクセル対照表を作ればいいのか、ということで、不開示理由3ところはエクセルファイルで作らしようということになりました。

こういうことが、法廷の外で進んでいる。弁護団はいつ出てきても何もしていないのではないかなと思われるかもしれないけれども、実は水面下でそういう作業を、汗を流しながらやっています。

あとは不開示理由1という、一番たくさんある文書ですが、今、反論を準備しているところです。それについては、まだ中身を具体的に云うには、早いかなというところです。（記録：小竹）

この日は三次訴訟の公判の報告集会なのに、先週敗訴した二次訴訟上告審の逆転勝訴の見通し等、最高裁の手続きに話題が集まった。最高裁への申立には、憲法違反であるという上告手続と、憲法論議ではない上告受理申立手続（判例違反や新しい法解釈を求める場合）の二つがあるという。

最高裁では再度、口頭弁論が開かれるのか？という質問に対して、通常は開かれない、開かれるのは原判決が破棄されるような例外的な場合。むしろ、口頭弁論が開かれるようにこれからがんばっていかなければならない、という答だった。また何時公判が開かれるのか通知もなく、突然、開かれたり、結審するのが最高裁という。

三次訴訟は4月から裁判官が全員交替したが、引継ぎはされているのかという質問に対して、東澤弁護団長からは「引き継ぎはされるが、新しい裁判官は自分の考えで新たに判断するので、以前の裁判官の発言は特に意味を持つわけではない。」という返事で、一同大変落胆した。

二次訴訟の裁判長は、インカメラにまったく関心を示さなかったが、三次の岩井裁判長は交替する前に「インカメラがないので判断が難しい」とか、「外務省が日本側文書に墨塗りするのはまだ解るが、韓国側文書に墨塗りするのは理解できない」とかを法廷で発言していたので大変期待していたのだが。

長崎に移転されても、まだ弁護団の一員である魚住弁護士が、「ここは天下の霞が関だ。そう庶民の期待通りには動かない」と嘆かれていたのが記憶に新しい。（所感：李 洋秀）

民主党の情報公開法改正案

2005年7月28日

公務員氏名も公開の対象 問題点は正に向け提出

法案の目的に「国民の知る権利の保障」を明示する。

改正のポイント

1. 手続きの引き伸ばし、遅延を防ぐため、情報開示請求から開示決定のまでの期限を現行法の「30日以内」「延長30日」「特例無期限」から「14日以内」「延長30日」「特例60日」に短縮、明確化する。
2. 不服申し立てを受けてから審査会への諮問までの期間を、現行法の「期限の定めなし」から「14日以内」に改正する。
3. 公務員の氏名も情報公開の開示内容とする。
4. 行政の恣意的な不開示決定、在否応答拒否等を防ぐ
5. 裁判官が情報の実物を見て可否を判断するインカメラ手続き等の導入や、現在は高裁所在地のみで可能な裁判を地方裁判所で可能にすることで、情報公開訴訟をより公正化し、使いやすくする。
6. 高すぎる手数料を適正化する。
所管を総務省から内閣府に移管する。さらに進んだ情報公開のため、裁判所や国会事務局への法の適用や省庁統一の文書管理法の制定を検討事項に加える

幻となった「勝訴」「不当判決」の表示

KBSテレビの取材を受けた時、一審判決勝訴の映像か写真はありますかと尋ねられたこともあり、今回、準備するかどうかを役員に諮ったところ、「ニュースやホームページに、写真を記録として残すことはインパクトが強い。是非準備をすると思います」と賛同を得ました。

当日は小雨模様だったので、事前に防水加工をしてもらい、勝訴の時は韓国原告の李金珠さん、不当判決の時は吉澤さんに表示を掲げて賞おうと決めていました。

不当判決を言い渡されて、ムカムカしながら裁判所を出ると大降りの雨、誘導役（カメラ担当）の山本さんは李金珠さんに傘を差しかけるのに精一杯で、撮影できなかったのです。

ひょっとしたらと思い、ILOの安原さんに尋ねたところ、「あの時はどうせ敗訴でしょうと予期していました。そして写真を撮るような場面はなかろうと、たかをくくり、カメラをリュックに入れたままでした。」というお返事でした。

珍しく用意周到な準備をしたので「雨が降った」のですかねえ。残念！ 結局、NHK、KBSなど、テレビ撮影の役には立ったとはいえ、ニュースの一面を飾ることが出来ませんでした。

開示決定通知 届きました！

「小竹様 皆様 山本です。今日、帰宅すると久しぶりに、外務省から開示決定通知が届きました。」不当判決を言い渡された二日後の朝、山本直好さんから、上記のメールが届きました。

「えっ 開示決定？ 東京高裁の不当判決を知った岡田外務大臣が、公開に踏み切った？」と驚き、舞い上がってしまいましたが、現実はそれほど甘くない。「開示決定の変更通知」だったのです。

情報公開室へ提出した審査会への諮問督促 その後

「開示決定の一部変更」文書を請求するため情報公開室へ行くと、6月23日、岡田外務大臣に提出した審査会への諮問督促を受取った役人が現れ、ほったらかしにしているのはそちらの方だ、のようなことを云って書面を渡されました。その足で東澤弁護士の事務所へ行き、役人から渡された書面を置いて帰宅すると、東澤弁護士から、次のようなメールが届いていました。

情報公開室に連絡したところ、「申し入れに対して、異議申立の手続は 不備があるということを説明したままで、東澤弁護士に伝えてほしいという趣旨ではなかった。」との回答でした。

私としてはその点を確認した上で、「すでにおこなった回答以上に補正に応じる必要はない、との考え方は同じなので速やかに異議申立手続を進めてほしい。」と申し入れておきました。（東澤）

釘を刺しておいて下さって、ありがとうございました。期待して待つことにします。

会費納入のお願い

4月8日発行のニュース22号に個人別の会費請求書を同封しました。

未納の方は、至急お振込みくださいますよう、お願いいたします。

◇ 発 行 ◇

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏 西野瑠美子
吉澤文寿 【アイウエオ順】

（事務局）

〒259-1114

神奈川県伊勢原市高森3-4-22 高梨荘202

TEL・FAX：0463-95-4662

E-mail：nikkanbunsho@yahoo.co.jp

http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/

郵便振替口座／00820-7-102287

加入者名：日韓会談文書・全面公開を求める会

2010年6月23日

直ちに審査会への諮問をおこなってください

外務大臣 岡田 克也 殿

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表・異議申立人総代 吉澤文寿

2008年6月10日、不開示決定処分への異議申立を吉澤文寿外432名でおこないました。

これに対して、同年7月7日、外務大臣から異議申立人の同意書などの提出を求められ、求める会では補正命令に従って日本在住者は勿論のこと、韓国へも出向き、韓国在住申立人らの協力を得て同意書をもらい、8月29日に提出しました。

その後も、繰り返し異議申立手続の開始を求め、2009年7月28日、再度の申入れをおこなったにもかかわらず、11ヶ月を経た今日に至るまで、何らの返答もなく、放置されたままです。

韓国原告の崔鳳泰弁護士が2010年5月12日の控訴審で陳述したように、「本訴訟は日本で進行中の情報公開であっても、原告らが日本国籍だけでなく、韓国国籍を有した人たちをも含まれていることからすれば、国際訴訟であります」との見解からすれば、このように放置された状況は、国際的な信義に反するものと考えます。

外務大臣は、直ちに、審査会への諮問をおこなってください。

〒259-1114 神奈川県伊勢原市 高森3-4-22 高梨荘 202

日韓会談文書・全面公開を求める会 事務局（小竹）

0463-95-4662

日韓会談文書 開示請求から今日までの流れ

年	月 日	全面開示請求			
2006	4月25日	開示請求			
	5月25日	特例適用通知			
	8月17日	1次部分開示(65頁)			
	10月2日	審査会へ異議申立	一次訴訟		
	12月18日		東京地裁へ提訴		
	3月6日		第1回口頭弁論		
	3月28日	1次の逆転全部開示(193頁)			
	4月27日		2次開示(1533頁)		
	5月8日		第2回口頭弁論		
2007	7月10日		第3回口頭弁論		
	9月25日		第4回口頭弁論	二次訴訟(不開示理由)	
	11月16日			3次開示(5340頁)	
	11月26日		第5回口頭弁論		
	12月28日		原告・勝訴(開示期間)		
					
			国:東京高裁へ控訴		
			控訴審第1回口頭弁論	東京地裁へ提訴	
2008	1月8日				三次訴訟(不開示理由)
	1月26日				4次開示(3482頁)
	4月18日				5次開示(16263頁)
	4月23日				6次開示(32951頁)
	5月2日				
	5月9日				
	5月28日		第2回口頭弁論		
			原告:取下げを提示		
			国:取下げ同意で終了		
	6月3日				審査会へ異議申立
2009	6月10日				原告:異議申立書提出
	7月1日		第1回口頭弁論		
	7月7日				国(外務省):第1次補正命令
	8月29日				原告:同意書提出
	9月9日		第2回口頭弁論		
	10月14日			東京地裁へ提訴	
	11月25日		第3回口頭弁論		
	12月17日		第4回口頭弁論	第1回口頭弁論	
	2月17日				異議申立に関する申し入届
	2月19日				国(外務省):第2次補正命令
2010	2月28日			第2回口頭弁論	原告:回答及び申入書提出
	3月4日				
	4月6日		第5回口頭弁論	第3回口頭弁論	
	4月15日				国(外務省):第3次補正命令
	5月26日		第6回口頭弁論		原告:回答及び申入書再提出
	6月9日			第4回口頭弁論	
	7月8日		第7回口頭弁論(結審)	第5回口頭弁論	
	7月28日		原告・敗訴		
	9月1日				
	10月21日		東京高裁へ控訴	第6回口頭弁論	
2010	12月8日			第7回口頭弁論	
	12月16日				
	12月25日		控訴審:即日結審		
	2月23日		原告・敗訴		原告:申入れ書再々提出
	4月21日			第8回口頭弁論	
	5月12日		最高裁判所へ上告		
	6月23日			第9回口頭弁論	